

外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る届出について

標記について関税法第42条の規定により、下記のとおり公告する。

記

- 1 届出者の住所及び名称
大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号
株式会社阪急阪神エクスプレス
- 2 届出に係る場所（保税蔵置場）の名称及び所在地
株式会社阪急阪神エクスプレス
新橋保税蔵置場
東京都港区新橋三丁目3番9号
- 3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積
鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付き10階建
1棟の一部 24.13平方メートル
- 4 蔵置貨物の種類
輸出入一般貨物
- 5 許可期間
自 平成23年10月11日
至 平成29年 3月12日

平成23年10月11日

東京税関長 森川 卓也